

請求書（宣誓書）記入上の注意

- ◆記入例を参考に請求書（宣誓書）を記入し、三島町選挙管理委員会まで郵送又は直接お持ちください。電子メールやFAXでの請求はできません。普通郵便の場合、到着まで2営業日以上の日数を要しますのでご注意ください。（土日祝日は普通郵便は配達されません。）

請求書（宣誓書）は、投票用紙を請求する選挙人自身が記入してください。

- ◆投票用紙等は請求書中の現住所に簡易書留速達にてお送りしますので、方書・アパート名・号数など、正確に記入してください。
また、電話番号については確実に連絡のとれる番号を記入してください。

- ◆不在者投票のできる期間は、次のとおりです。

- ・衆議院議員総選挙 **令和8年1月28日（水）～令和8年2月7日（土）**
- ・最高裁判所裁判官国民審査 **令和8年2月1日（日）～令和8年2月7日（土）**

衆議院議員総選挙（衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙）と最高裁判所裁判官国民審査では、不在者投票の開始日が異なります。

投票用紙の発送日は以下のとおりです。

- ・衆議院議員総選挙のみ請求の場合

1月28日（水）以降に到着するように投票用紙等を発送します。

- ・最高裁判所裁判官国民審査を含む請求の場合

2月1日（日）以降に到着するように投票用紙等を発送します。

※ 衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査のうち、投票用紙等の請求を希望されないものがある場合は、希望しない選挙名を**2重線で抹消の上**、ご請求ください。

- ◆滞在地の選挙管理委員会では、土曜日、日曜日などの休日の場合、不在者投票を行えないことがありますので、事前に投票できる日時等をお確かめください。

- ◆投票後の投票用紙等は、投票された選挙管理委員会から三島町選挙管理委員会へ郵送されます。そのため、郵送に要する日数を考慮し、早めに投票用紙の請求及び不在者投票を行うようにしてください。なお、投票用紙等が投票日の投票終了時刻までに投票所へ送致されないと無効となります。

【郵送先】

〒969-7511 福島県大沼郡三島町大字宮下字宮下350

三島町選挙管理委員会 電話 0241-48-5511